

裁判員経験者の意見交換会議事概要

1 日時

平成30年3月2日（金）午後2時から午後4時00分まで

2 場所

津地方裁判所大会議室

3 参加者等

司会者 田中 伸一（津地方裁判所刑事部裁判官）

裁判官 始関 正光（津地方裁判所長）

裁判官 樋口 瑠惟（津地方裁判所刑事部裁判官）

検察官 小林 修（津地方検察庁検事）

弁護士 高井 幹雄（三重弁護士会所属弁護士）

裁判員経験者 1番～6番，8番 7人

4 議事概要

（司会）

津地方裁判所の部総括判事の田中伸一と申します。本日はよろしくお願い申し上げます。

本日の進行について、少し御説明させていただきます。

まず最初に裁判員経験者の皆様に、どのような事件を担当されたかを簡単に結構でございますので御紹介いただければと思います。その後、審理の内容につきまして、例えば冒頭陳述，証拠調べ，論告・弁論といった手続の流れに即しまして、それぞれの段階で皆様の方でお気づきになった点など御意見をいただければありがたいと思っております。また評議についても御意見を伺いたいと思っております。今日出席しております裁判官，検察官，弁護士からの質問も適宜ございますので、これについても適宜御意見を頂戴いただければありがたいと思っております。あと、最後に裁判員に今後なられる方へのメッセージとか感想などを頂

戴いただければありがたいと思っております。それでは、裁判員経験者の皆さまが担当された事件について、どのような事件であったかということを簡単に結構ですので紹介をいただければと存じます。

本日は、お一人御欠席でございますので、8番までの合計7名の方がいらっしゃるということになります。それでは、番号順にお伺いさせていただきたいと思っております。まず、1番の方からお願いいたします。

(1番)

私が担当した事件は、被告人が債務の返済を被害者から迫られ、その被害者を殺害してしまった。その後、殺害した被害者の死体を遺棄したという事件です。被害者については、子供が2人いて裁判員として参加した私としては人情的な面がすごく強かったという感情があります。

(司会)

強盗殺人という事件で、殺すつもり、あるいは、強盗のつもりがいつからあったのかという点が問題となった事件ということでよろしかったでしょうか。次に2番の方、お願いします。

(2番)

はい、私の事件は覚せい剤の所持と密売で、密売の規模に関する話を話合ったと思います。

(司会)

覚せい剤の密売等で、いわゆる麻薬特例法というものが問題となった事案ということでよろしかったでしょうか。続いて3番の方、お願いします。

(3番)

私が担当した事件は、現住建造物等放火被告事件です。

(司会)

この事件は放火をするつもりがあったかどうか、あと、自首が成立するかどうかという点が問題になったケースで、この事件は外国人の被告人であり、通訳を

要するということで結構審理等にも時間がかかった事件であると同っております。
そのような事件でよろしかったでしょうか。続いて4番の方もお願いします。

(4番)

私が担当させていただいた事件は、強制わいせつ致傷の事件と、過失運転致傷、
道路交通法違反が併合された事件です。

(司会)

この件は、被告人が被害者に対して具体的にどのような行為をしたかとか、あ
るいは、わいせつな目的があったのかどうかということが問題となった事件と同
っていますけれども、よろしかったでしょうか。それから、交通事故と道路交通
法違反の件も併せて審理したということによろしいですね。次に5番の方、よろ
しくお願いします。

(5番)

私が担当したのは、住居侵入、わいせつ略取、逮捕監禁致傷、強姦致傷という
事件で、一年余りの間に3回にわたって未明に見ず知らずの家に侵入し、暴行脅
迫を加えて強姦致傷を3件したという事件でした。

(司会)

強姦致傷が合計3件ということで、判決も懲役20年ということでかなり重い
判決となった事件ということによろしかったでしょうか。次に6番の方、お願い
します。

(6番)

私の場合は、共犯者を伴っておりますけれども、少年の傷害致死事件を担当し
ました。

(司会)

この事件は、共犯者が3人いたということと、弁護人の方から保護処分が相当
であるとの主張がされたこと、刑についてどのように考えるかということが争点
になった事件ということによろしかったでしょうか。最後に8番の方、お願いし

ます。

(8 番)

私が担当したのは、強盗致傷事件でした。男性が、ショッピングモール内に駐車していた自動車に入って、金品を盗ろうとした、その際に刃物で被害者の方を傷つけてしまったという事件でした。

(司会)

この件では、伺いましたところ具体的にどのような行為をしたかということが問題となっていて、その関係で、強盗罪になるか否かが争われていた事件であり、被害者が言っている内容がそのとおりであるかどうかの問題となった事件ということではなかったのでしょうか。

それでは、みなさまの審理の中で感じられた感想などを順番にお聞きしていきたいと思います。裁判においては、まず最初に、人違いでないかを確認したり、起訴された事件に間違いがないかを聞くという冒頭手続というものがあり、そのあと、証拠調べという段階に入りますが、最初に冒頭陳述というものがあり、その後証拠の朗読があったり、証人や被告人から話を聞くというような手続があります。最後に、検察官や弁護人から最後の意見を聞くという論告・弁論という手続があります。それぞれの場面でこのような手続がありましたが、この場面の内容などについて、今行っている手続が何なのか、あるいは、その手続の意義は何なのかというところを審理の中でお分かりいただきながら参加していただけたかどうか、教えていただきたいと思います。1 番の方いかがでしょうか。

(1 番)

私は、まず殺人の動機というか殺人をするということをいつ決めたのかという時間的な経緯ですが、これについて検察官の方から携帯電話のメールのやり取りの提示がありました。かなりそれが参考になったことを記憶しています。

(司会)

いつ殺すつもりになったのかということに関してどこが問題かということは、

冒頭陳述の中で検察官が説明したということでもよかったのでしょうか。そして、それに関する携帯電話の履歴などの証拠が証拠調べの段階で出てきたということでもよかったのでしょうか。最初の冒頭陳述は、検察官の意見なんですよということを最初に裁判官が説明したと思うのですが、そのあたりは御理解いただけましたでしょうか。

(1 番)

はい、最初は意見ということで聞いていたのですが、その後、証拠調べとか時間的なものの経緯を調べるに当たって携帯電話のメールのやり取り時間や通話記録などを見て、非常に参考になったと感じておりました。

(司会)

2 番の方はいかがでしょうか。

(2 番)

正直、どの部分で何が説明されたのか覚えていません。

(司会)

審理の最初の方にですね、たぶん審理が始まる少し前に、「今日はこのようにことをします。」というようなことを裁判官から説明したのではないかなと推測するのですが、その点について何か覚えていらっしゃることはありませんでしょうか。

(2 番)

初めてのことだったんですけれども説明していただいて緊張なく臨めたと思います。

(司会)

確か、2 番さんの事件では書類を取り調べて、そのあと警察官が薬物に関してどのような害があるかということを証人として話をし、そのあと被告人から話を聞いたという流れでもよかったのでしょうか。続きまして、3 番の方いかがでしょうか。

(3 番)

専門用語ですね，冒頭陳述，証拠調べ，被告人質問，論告・弁論という専門の言葉が出てきたのですが，最初に裁判長がわかりやすく説明してくださったので，入りやすかったです。事件の内容としては，外国人女性被告人が放火をしたのですが，その被告人が妊娠しており出産を間近に控えていたということから複雑なものでした。裁判員，補充裁判員の8名中男性は1名であったことから，最初は女性の目で見えていたところがあったのですが，いろいろなことを考えさせられる事件でした。ただ，裁判官の説明は非常にわかりやすい説明であったので裁判には入りやすかったです。

(司会)

放火の罪ということで，どういうときに放火の罪が成立するのかとか，あるいは，法律上決まった刑がどのようなものであるとかの説明も裁判官からあったのではないかと思いますのですが，そのあたりの御記憶はどうでしょうか。

(3 番)

そうですね。女性被告人が母国に帰るように被害者から言われたりという，婚約破棄といういきさつがあって，普通の精神状態ではなかったという状態で自殺しようと思いカーテンに火を点けて放火をしたという事件であったので，自殺をしようとするという心理も考えながら進めていたのですが，大変でしたがわかりやすく最後まで行ったと思います。記憶が残っていなくてうまく説明できずに申し訳ありません。

(司会)

この事件では，放火をしようという故意というか，放火のつもりがあったかどうかという点が問題になったようですが，そのあたりの説明も，裁判官からあったということでよかったでしょうか。

(3 番)

はい。

(司会)

引き続きまして、4番の方お願いいたします。

(4番)

ほぼ1年前なのであまり記憶に残っていないところが多いのですが、裁判の期間が1週間ほどという長い事件でしたので、毎日がいっぱいいっぱいでした。被告人が、強制わいせつ致傷、過失運転致傷、道路交通法違反という事件を起こしたものでしたが、3つもの事件を起こしたことに、まず驚きました。裁判の流れはよくわかったのですが、1週間に及んだことから最終日のころはほとんど覚えていません。疲れ切ってしまったというのが本音です。

(司会)

かなり御苦労いただいたというところでしょうか。続きまして5番の方お願いいたします。

(5番)

あらかじめ事件の内容について説明を受けていたので、冒頭陳述を聞いた時に、ほとんど説明の内容と同じでしたので、検察官の意見であるということはわかっていましたが、どちらかというと、検察官よりも話を聞いてしまったというところがあります。

(司会)

5番さんの担当されたものは、強姦致傷が3件というものでしたね。事件の内容は起訴状に記載してあり、そのいきさつなどが冒頭陳述に記載してあったということよろしいでしょうか。冒頭陳述などを聞いてどういう位置付けかということはお分かりいただけましたでしょうか。

(5番)

それはわかっていたんですけれども、聞いているうちに、検察官の意見であるということを忘れてしまって、事実を言っているんだというような勘違いということがありました。

(司会)

そのあたりは、その後の審理で修正することはできましたでしょうか。

(5 番)

はい、大丈夫でした。

(司会)

引き続きまして、6 番の方お願いします。

(6 番)

私が担当した事件は、被告人が罪を認めているものでしたので、量刑が争点となる事件でした。初日に、日程表のとおり冒頭陳述などの手続がなされましたが内容はよくわかりました。

(司会)

8 番の方、お願いしてよろしいでしょうか。

(8 番)

皆さんがおっしゃったように、裁判官の方から詳しく冒頭陳述などの手続について一つずつ説明していただき、最初から判決読み合わせに至るまで丁寧に教えていただきました。その中で、被告人がどのような行為をしたのかということが争点であったので、検察官の主張を聞きながらそれが本当であったのかどうかと考えながら聞くことができました。

(司会)

ここまでで、審理全体についてのお話をお伺いしました。続きまして冒頭陳述、あるいは、論告・弁論について伺っていきたいと思います。冒頭陳述や論告・弁論というものは、先ほども言いましたが当事者の主張あるいは意見ということになります。それについて、何か感じるところがあったかどうか、あるいは、その意見や主張を参考にされたかどうかといったところを伺っていきたいと思います。この点、当事者である検察官、弁護人においては、適切な情報を提供するようにということを考えており、評議をする際に論告・弁論を参考にしてほしい、参考

になるものを作りたいという気持ちを持ってらっしゃいますので、その関係で参考になることなどを伺えればありがたいと思います。

5番さんから伺ってもよろしいでしょうか。冒頭陳述や論告について記憶の点や感想などを教えていただけますでしょうか。意見を述べるときに冒頭陳述、例えばメモを作成されたりとか、提出されたりしたのではないかと思うのですが、例えばメモが見やすかったであるとか、あるいは、内容が理解できたとか理解できなかったとか、もしそのような御指摘があればお伺いしたいのですが。

(5番)

資料が十分にそろっていてメモをとらずとも資料のみで内容が理解できるものであったので良かったと思います。

(司会)

特にそれほど補足をしたり、メモをしっかりと取らないといけないとは感じずに済んだということでしょうかね。今の話は、検察官が作成されたものについてですかね。弁護人の方については、何か御記憶されていらっしゃいますか。

(5番)

弁護人の方は、本人の言いたいこともわかりましたし。

(司会)

理解はできたと。

(5番)

はい。

(司会)

6番の方は、お伺いしてもよろしいでしょうか。

(6番)

他の裁判員の方もおっしゃって見えましたが、一つだけ不明瞭な点がありました。検察官の資料はとても充実してわかりやすかったのですが、少年事犯ということで少年院での処遇と少年刑務所の処遇の違いが、証人の話を聞いていても釈

然としなかったというところがあります。

(司会)

引き続きまして、8番の方お願いします。

(8番)

検察官の資料は、とても順序良く書いてありまして、どういうところに争点があるのかという点も枠で囲んで示すなど、よくわかる形になっていました。また、その点に必要なメモを書き込むスペースも確保してあり、とても理解しやすいものでした。どのような流れで事件があったのかも、そのメモを見ると順序良くよくわかるものでした。弁護人の資料は、あまりありませんでしたが、おおむね犯行を認めていたというもので、言った言葉、言わない言葉というものを想定していましたので、弁護人よりも検察官の作成した資料に基づいて進めていったと思います。

(司会)

この事件では、被害者にどのような発言をしたのかという点が問題になっているというものでしたね。そうすると、被害者に対して被告人がこのように言ったという検察官の主張を十分に検討することができたということでしょうか。

(8番)

はい。

(司会)

続きまして、1番の方お願いします。

(1番)

まず、検察官から提出された携帯電話のメールの履歴や通話履歴については、争点となっているのが被告人が計画的であったのか、突発的であったのかという点でしたので、この証拠によりいろいろと模索をしました。弁護人から提出されたものは、顔を殴ったときに殺意が生じたというものであって、他に物的証拠は何も提出されなかったのですが、検察官から提出されたものは先ほどのメールの

履歴であるとか、被害者が殺される前の通話記録などの時間の流れを考えれば、どちらの主張を見ていけばよいのかということがだんだんと分かってきたような気がしました。

(司会)

今のお話は、最終的に結論を決めるときに検察官の意見と弁護人の意見のどちらが採用できるのか否かとか、あるいは、検察官の意見がきちんと採用できるかどうかということを検討されたということでしょうか。

(1 番)

はい。

(司会)

2 番の方いかがでしょうか。

(2 番)

どの資料もカラー刷りで作成されており、わかりやすいものであったと思います。ただ、資料の量がたくさんあり内容を検討するのが大変でありました。覚せい剤の密売人の事件で、名前が出てくる人がたくさんいるのですが、被告人がどの程度悪いことをしているのかとか、人を使っている側の人間か使われている側の人間であったのかとか、それを明らかにするためにたくさんの人の名前が出てくるのですが、他の人は捕まっていたりそうでなかったり、悪い人であるのかそうでないのか、何人の人間が関与していた事件であるのか、最後までやっぱりわかりませんでした。そのようなことから、表に出ない部分がたくさんあるのかなと思いました。

(司会)

被告人の役割を検討する中で、たくさんの関係者が登場してきて、そのあたりが複雑な事件であったということでしょうか。

(2 番)

はい。

(司会)

この辺りは、論告や冒頭陳述を見ることである程度整理ができましたでしょうか。

(2 番)

何とも言えません。

(司会)

3 番の方いかがでしょうか。

(3 番)

検察官のメモは非常にわかりやすく、順を追って表記されていたので非常にわかりやすかったです。8 番の方もおっしゃいましたけれども、弁護人のメモは若干少なかったと思いますが、放火のいきさつは、男女の仲のもつれによる事情があり、火を点けたことに対しては悪いことですが、行った放火という行為について反省しているのかどうかということも、論点であったかなと今記憶によみがえってきます。それは、メモには表記できないのかなと思ったりして、いろいろと考えさせられました。でも、メモ書きとしていつこのようなことが起こってという、時系列的なものは大変わかりやすかったです。

(司会)

この事件は、私が伺ったところ交際相手の男性の家に火を点けたというものでしたね。

(3 番)

はい、そうです。

(司会)

家に火が点くことがわかってカーテンを燃やしたのかどうかという争点でしたね。そのようなことから、交際関係などある程度のいきさつなどが出てきて、そこが冒頭陳述や論告で整理されていたということでもよろしいでしょうか。

(3 番)

はい。

(司会)

最後に、4番の方お願いします。

(4番)

刑事裁判の流れはすごく書いてもらってありよくわかったのですが、検察官が少し早口でまくし立てられて分かりにくかったというところが本音です。

(司会)

検察官の説明が、勢いが良すぎたということですが、この辺りは冒頭陳述や論告といったところでは理解はできましたでしょうか。

(4番)

本音で答えれば、私たちには早口で分かりづらかったと思います。

(司会)

今伺いましたところ、検察官の作成した論告であるとか、弁護人が作成した弁論などが、評議の時の資料として使われていたとのことですが、あまり利用できなかったという方はいらっしゃいますか。いらっしゃらないようでしたら、今日出席の検察官、弁護人、裁判官の方から、何か質問事項がありますでしょうか。

(検察官)

冒頭陳述というのは、最初に検察官がどのような事件ですよという説明であり、その時に1枚物のメモを配っていたと思うのですが、そのメモは審理で利用したのか否かという点について教えてください。

(司会)

記憶のある方、適宜お答えいただけますでしょうか。

(8番)

見返すことはできましたし、見返す際に内容が順序良く書かれているものであったので非常に助かりました。

(司会)

次に、証拠調べの関係を伺いたいと思います。まず、検察官から証拠の書類が提出され、それを朗読されるということが比較的多かったのではないかと思います。この朗読において、例えば内容を理解することができたかできなかったか、あるいは、例えば量が多すぎるとか詳しすぎるとか、あるいは足りないだとか、そのあたりをどのような御感想をお持ちであったのかお聞きしたいと思います。1 番の方からお聞きしてよろしいでしょうか。

(1 番)

私が担当した事件の方では、資料の量については十分だと思いました。検察官の提出された資料ですが、携帯電話の関連、首を絞めたときのロープ、手袋、競艇にお金をつぎ込んでいることの資料であるとか、そのようなものをいろいろ出されたと思います。弁護人からは、特に物的な資料は出ていないと思います。

(司会)

特に多すぎるといふようなことはありませんでしたでしょうか。

(1 番)

そのようなことはありませんでした。

(司会)

続きまして、2 番の方お願いします。

(2 番)

書類を読み上げられたり、被告人からの話を聞いたり、覚せい剤自体を大きい結晶であることを確認しました。通信履歴と口座でお金のやり取りをした履歴とか携帯電話の通信を調べたものがあったと思います。それらがどんどん消されてわからないようにやり取りしているので、どれくらいの取引の規模だったかというのは、そこから推察することになったと思います。

(司会)

今のお話ですと、密売行為の裏付けになるような客観的な証拠が出されたということで、趣旨がわからない証拠はなかったということでしょうか。続きまして

3 番の方お願いします。

(3 番)

証拠の携帯のやり取り，火をつけて間もなく燃え広がった所の写真を被告人が撮っていたので，そこから時系列的なものも分かり易かった。警察の証人の方がカーテンを燃やす実験をされたけど，その実験結果が，放火したときのカーテンの燃え方と，風の吹き方とかいろいろあるので，レールとかフックとか全て同一条件でなかったのが，実験したのはどうだったのかなと素人なりに思いました。近所の証人の方の話も非常に分かり易かった。警察官が集めてきた証拠，写真，携帯のやり取りは細かくて非常に分かり易かった記憶が残っています。

(司会)

最初に調べた証拠は非常にわかりやすかったということでしょうか。では，4 番の方お願いします。

(4 番)

証拠は写真があったり，その場所がすごく分かり易かった。

(司会)

4 番の方の事件は強制わいせつで被害者の方に来ていただいて，被害者の方から具体的なお話を伺ったんですね。前提となっている場所や客観的な証拠を書類で確認したりしたということでしょうか。これに関して，時間が長すぎたとか量が多すぎたとかありましたでしょうか。

(4 番)

詳しく調べていただいて，被害者本人からも説明していただいてすごく分かり易かったと思う。

(司会)

続きまして，5 番の方お願いします。

(5 番)

事件が強姦の性犯罪だったので，目だし帽だとか，手袋だとか包丁とか現場の

写真がありました。性犯罪にいたる過程の話が具体的にあって、被害者の同年代の娘を持つ親としては、それを聞くのは辛いと感じました。

(司会)

検察官においても、裁判での立証に必要な範囲に絞って証拠を出されていると思いますが、その中で、量が多すぎたかなとか少なすぎた等の感想はありますでしょうか。

(5 番)

どれも必要な証拠だとは思いますが、個人的な感情が入ってしまって、もし自分の娘がそういうことをされたらと考えてしまいました。

(司会)

供述調書が長いものと、適宜メモを取られたりすることもあると思うのですが、裁判所から、メモは必ずしも取らなくてもよいですよ、後で書面が提出されれば見返すこともできますので、むしろその場で集中して聞いていただければ結構ですと、御説明していると思いますが、その点で何か気になった点等がありますでしょうか。

(5 番)

メモで十分理解できましたし、今回の争点は、こういうことですよと教えてもらっていたので、そこに注目して話を聞けたので困ったことはなかったです。

(司会)

6 番の方お願いします。

(6 番)

証拠についてですけれども、物的な証拠の内容については適当であったと感じました。凶器になった板の材質については、証拠としては写真等でなかったものは、一般的な常識の範囲で想像して判断するということが一部ありましたが、概ね量は適当でした。また、内容も分かり易かったです。ただ、証人という面では元法務教官の方の証人尋問が分かりにくく、また、被告人の母の証人尋問の内容

が判断材料とするのに、ちょっと足りなかったと考えています。

(司会)

法務教官の話は、保護処分の相当性のところで問題になったかと思うのですが、法務教官の方が少年院しか勤務経験がないということで、少年刑務所についてまでは、話していただけなかったところがありましたね。6番さんの件では、事件の時の状況ということを具体的に行ったかということに関して、書類にまとめたものを御覧いただいたと思うのですが、それに関して、御理解いただけましたか。分かり易かったか、分かりにくかったか等はいかがでしょうか。

(6番)

資料に関しては分かりやすかったですけど、モニターで見せていただいた検察官の資料は、量が多くて、読んでいただくスピードが速かったように思います。モニターなので、後で見返すこともできなかったのも、全部把握して評議室に戻ることはできませんでしたが、そこは裁判長の方がおっしゃっていただいたように、誰かが覚えてますから大丈夫ですよと言っていた一言にすがっていたような感じです。

(司会)

事件の内容の朗読の部分が若干早かったように感じたということですね。8番の方お願いします。

(8番)

検察官の方のお話の仕方が、すごくゆっくりで、一つずつ、こちらに向かって確認ではないですけど、今のところは理解していただきましたかというような感じで、私達の方に振っていただいて、その辺がすごくよく理解できました。ただ、お医者様が、こういった感じで負傷されたとか、打撲があったという説明の内容があったんですけど、医療関係者でなければ、深く理解できないような専門用語が並んでまして、その場ではわかりませんでしたが、評議室へ帰って、裁判官の方から、これはこういったことですよとか、かみくだいたような形で話をしてい

ただくことによって、そうなんだと理解はできました。内容とか、量に関しては適当であったと思います。

(司会)

この事件では、被害者に対して被告人が何をしたのかという観点で、実際にどのような怪我をされたかということも問題になり、お医者様が証言を行ったということですね。どういう怪我をされたか、切創とか、刺創とかですね。そういった怪我の状況に関する専門用語も含んだ説明が多かったということですね。おそらく裁判官も、専門的な知識で説明するというのではなくて、法廷で何という証言があったかを必要に応じて、先ほど6番さんがおっしゃったように誰かが覚えているということで、そこで説明をさせていただいたと推察します。出席されている検察官、弁護士、裁判官から何か質問等がございますでしょうか。

(検察官)

1点教えて欲しいところですが、皆さんが担当した事件の中には被害者が亡くなった事件とか、又は怪我を負った事件があると思いますが、そういった事件で、御遺体の写真とか、怪我の写真を見たか見ていないかを教えていただきまして、もし見たのであれば、どういった感想をお持ちになったか、見ていないのなら、見たいと思ったかどうか、簡単でよいので感想をお聞かせください。

(司会)

今の点、裁判所からもお聞きしたいなと思っていたところでして、検察官としては、怪我の状況が理解できたのかどうか気になるところかと思います。我々としては、御遺体の写真に限らず必要な証拠のみを調べるということで、写真を見たり、見なかったりというケースがあると思いますが、そこで問題となっている点が判断できたかどうかという点も教えていただきたいなと思うところです。写真が問題となったケースは、1番さんと8番さんですね。

(1番)

被害者の方が顔面を足蹴りにされて暴行された後、首を絞められたということ

で、遺体自体がかなり傷んでいるということで、裁判官が、顔を見せるとかなり裁判員の方が衝撃を受けるということで、首の辺りの首を絞めたロープの跡を見せていただきました。

(司会)

今のお話ですと、絞殺された部位に限っての写真を御覧になられたということですね。それ自体は皆さま御抵抗なかったでしょうか。

(1 番)

はい。ロープの跡ですので、さほどみなさん、動揺するということとはなかったですね。ただ、顔はちょっと見たら大変なことになるとおっしゃっておられましたので、それで良かったと思います。

(司会)

それで、皆さま方は、1 番さんの御存じの範囲では衝撃を受けるということではなく、判断の検討はすることはできましたでしょうか。

(1 番)

はい。

(司会)

8 番の方お願いします。

(8 番)

犯人は、紙に包んで凶器を持って車の中に押し入って、刺したという供述内容だったんですけども、一体それはどれくらい刺さったのだろう、どんな傷なんだろうということが写真でわかりました。見せていただいて良かったと思います。

(司会)

その写真を見た結果、体調が悪くなられたとか、そういうことはなかったでしょうか。

(8 番)

皆さん、そのようなことはありませんでした。

(司会)

御判断をいただくにあたって、特に支障等は生じませんでしたでしょうか。

(8 番)

はい。

(弁護士)

証人尋問や被告人質問では、主尋問と反対尋問を行って、休廷を挟んで裁判所からの補充尋問を行うという時間が設けられていますが、その休廷時間の中の話ですけれども、場合によっては裁判員の方から質問を聞きにくいので、裁判官の方から聞いてもらうというケースもあると聞いています。御自身が聞きたい場合は聞けるし、その場合に、自分が聞きたいことを聞けたか、聞いておけば良かったというようなことはなかったか。反対尋問が終わった後の裁判所からの補充尋問の前のことで、覚えていることがあったら教えてください。

(司会)

いかがでしょうか。では、8 番の方お願いします。

(8 番)

評議室に入ってから、今の評議に関して、何かわからないこととか、不明な点がありますかと裁判長や裁判官の方から、質問を私たちにしてくださいまして、こういうところはわからなかったとか、こういうところを、もうちょっと聞いて欲しいということを私たちが言うと、必ず、その次の段階で聞いていただくことができましたし、裁判を行っている中でもわからないところがあったら、メモを回してくださいねと裁判官がおっしゃって、また、裁判員の方は直接質問することはできるのですが、補充員の方はできないということで、補充員の方にも、すごく配慮してくださって、紙を必ず、こちらにまわしてくださいねとか、おっしゃっていただいて、すごく、気を遣っていただいたりとか、わからないところがあれば、そのままにしないで聞いてくださいねとか、おっしゃっていただきました。

(司会)

他にいらっしゃいますか。では、3番の方お願いします。

(3番)

示談するという言葉が出てきて、何に対して示談をしたのかということを知りたいのに、このように質問を投げかけたらわかりますよと、裁判官から質問の仕方を具体的に教えていただいたのと、私が聞きたいことを上手く表現できなかったのが裁判官が聞いてくださいました。

(司会)

おそらく事件にもよりますし、その時の証人の方の話の中身によるとは思うのですが、直接聞いていただけるものは、裁判員の方から聞いていただくことを説明しているのではないかと思います。ただ、事実を聞いていただかなくてはならないということも説明して、その関係で、御自身で聞きにくいことがあれば、裁判官が引き取って聞きますよということも申し上げていると思います。

(5番)

今言われたように、評議の時に皆さんの意見を聞いて、誰か質問をしてみますかとか、言いたい人いますかと聞いてくださって、発表の場を導いてくださいました。

(司会)

今、伺っていますと、もし直前に休廷があって、何を聞くかに関する意見交換があれば、それが望ましいというところが皆さまの御感想でよろしいでしょうか。以上で、御質問よろしいでしょうか。

次に、証人尋問や被告人質問について、お伺いしていききたいと思います。すでに、大分お話ししていただいたこともあるかと思いますが、審理の流れは繋がっているところもありますので、若干、前後してお話が出ることは差支えありません。尋問についてお伺いしたいと思います。どんな仕組みであっても、わかりやすい尋問は大事だと思いますし、先ほど、専門家の方ですね、医師の尋問などに

関して、専門用語が出てくるので、理解しにくいのではないかという問題点があったところかと思います。その点について、皆様の御経験をお話しいただければありがたいと思います。

(8 番)

先ほど申し上げたとおりですが、切創と刺傷はどう違うのかとか、細かいことでしょうけども、一般の方が聞いたら同じ切り傷ではないかというところですかね。

(司会)

そのあたりを医師ということで、どうしても細かく証言されることだと思うのですが、そこを細かく証言される意図が理解できなかったというところでしょうか。次に6番さん、いかがでしょうか。

(6 番)

自分が今まで経験してきた中で、分からない言葉もあったのですが、何度も出していた資料で調べたり、家のネットで用語を検索したりして調べたので問題なかったです。

(司会)

6番さんの関係では、精神鑑定医の方が出廷されたと思います。また、先ほどお話に出てた法務教官の方が出廷されたと思います。何か印象に残っていることがあればお願いします。

(6 番)

精神科の先生が、被告人が鑑定で病院に入院している時の状況を事細かに教えてくださったので、被告人の普段の生活が分かってよかったです。

(司会)

精神科医の方の説明となりますと、いろいろ細かいこととか、細部にわたる話もでてくる可能性があると思うのですが、医師の説明の内容は御理解いただけでしょうか。

(6 番)

はい、できました。わからないところは、みんなで何度も評議で繰り返し検討しましたので、よくわかりました。

(司会)

続きまして5 番の方お願いします。

(5 番)

医師に来ていただいて争点について内容を聞いたのですが、結局、医師も多分こうであろうと、絶対と言えない推測でしか言えなかったもので、どこまでが証拠として十分なんだろうかということや、実際に、それが100パーセントの証拠になるかどうかというのが、ちょっとわかりませんでした。

(司会)

今のお話は、お医者様の証言内容自体は理解できるものだったということで、ただ、証言からどこまでの事実が認められるのかということを慎重に検討する必要がありますがあったということよろしいでしょうか。次に4 番の方お願いします。

(4 番)

わいせつ事件の被害者の骨折がわかりにくかったです。交通事故の頸椎捻挫は鞭打ちだろうなとわかりました。わかりにくい感じはなかったです。

(司会)

全体としては理解できたということですね。では、3 番さんの方お願いします。

(3 番)

証人尋問で専門用語はなかったのですが、消防士の方が専門用語を1 つ、火点という用語を評議中に説明してくださったくらいです。そんな難しい言葉はでてこなかったです。

(司会)

いわゆる点火ということですか。

(3 番)

そうです。

(司会)

若干、火を点けるということに関して、やや専門的な表現だったということでしょうか。では、2番さん何かありますでしょうか。

(2番)

特にありません。

(司会)

1番さんの事件は、法医学者の方が出廷されましたでしょうか。

(1番)

はい。首を絞めたロープの跡ですが、どのようなロープが使われたのかということについて、いろいろ説明されておりました。

(司会)

その点について、理解しにくいということはなかったでしょうか。

(1番)

なかったですね。評議の時も裁判官から詳しく説明していただきましたので、皆さん納得されていました。

(司会)

証人尋問や被告人質問については、以上でよろしいでしょうか。他に御質問がありますでしょうか。

(裁判官)

もし、御記憶があればお伺いしたいのですが、2番さんが御担当された事件は、事実関係に争いがない覚せい剤の事件ということですが、実際に警察官の方に来ていただいて、覚せい剤が、どのようなものであるかということについてお話を伺ったということですが、覚せい剤がどのようなものか、どのような害があるのかということを経験ではなく、実際に捜査をしている警察官の方にお話を伺ったことについて、そのようなやり方がわかりやすかったか、それとも

逆にわかりにくかったかについて御記憶にあれば教えていただきたいのですが。

(2 番)

一般的に覚せい剤を使ったら人がどうなって苦しむとか、担当した事件は売る方の話だったので、これ1個でどれくらいの人まで到達するかという末端使用者の計算をしてもらったり、金額としてもどれくらい膨れあがって行って、暴力団の財源になっているので悪いという説明をしてもらいました。

(司会)

その説明内容自体は理解できるものでしたでしょうか。

(2 番)

そうですね。検察官の方にも説明してもらいましたし、評議でも話し合っていました。

(司会)

次に評議の関係について伺いたいと思います。評議の方は、とりわけ今日、お越しの検察官や弁護士にとっては、普段伺うことができない事柄ですので、是非率直な感想を伺いたいと思っておられるところです。また、評議に当たって、検察官からの求刑がされていたかと思いますが、これに関して、どういう検討をしたか。みなさん御自身のお考えということになると守秘義務という話になってもいけませんので、求刑に対して、どういった検討をしたかということを、御記憶に残っている、あるいは印象に残っておられる限りで教えてください。

あと、1点、刑を決める時に、どういう事案と比べて、この件がどれくらい重いのか、軽いのかを、おそらくされたのではないかと思うのですが、その議論にあたって議論の材料とか、十分だったかどうかというところの御感想を伺えればと思います。

(1 番)

評議の時に、裁判官から量刑について、この刑に関して、軽い方と重い方の刑の内容をいろいろ説明していただきました。真ん中がこのくらいですよ、それに

対して今回の刑は、重いのか、軽いのかを判断してくださいということで、皆さんが評議に入りました。判例がありましたので、それに照らし合わせながら、私たちが携わっている件について、自分達の気持ちを交えながら相談しました。

(司会)

この件は強盗殺人罪ということですから、法律上、死刑か無期懲役しかないわけですね。検察官は無期懲役という意見で、そこから酌量減輕するような事情があるかどうかを話し合われたということですね。概ね法律で決まっている刑よりも軽くするような事情があるかどうかという点で話し合われたということですね。それでは、2番さんお願いします。2番さんの事件は麻薬特例法の事件で、同じような事件の中で、どの辺に入るべきかという話がされたということでしょうか。その話合いにおいて、どう考えたらよいのだろうかとか、わからないといったことはありませんでしょうか。

(2番)

そうですね、重い軽いというのは、なかなか難しいですね。どれくらい悪いのかを測るのは、こんなに難しいのかなという感想です。

(司会)

私も、普段、裁判員の方に説明するのですが、重い事件の中で、どれくらい重いのかという程度の問題の話をさせていただいております。他の事件と比較して、どのような話があったでしょうか。

(2番)

そうですね。覚せい剤の量がとか、取引した量を比べてとか。

(司会)

議論のなかで、いろんな御指摘があったということですね。では、3番さんお願いします。

(3番)

放火の過去の前例を出していただいて、このような刑になったというものを見

せていただきました。被告人の精神状態を量って、みなさん考えを出しました。

(司会)

事件自体、重いか、軽いかということですか。

(3 番)

放火は重いですけど、その中でも、どうなのかということを評議の中で時間をかけて話し合いました。

(司会)

この件は、現住建造物等放火の罪でありますけれども、懲役3年執行猶予5年でしたね。そうしますと、酌量減軽されたうえで、さらに執行猶予されたという、そういう判断をされたということですね。その判断をするための議論をされたということですね。では、4 番の方お願いします。

(4 番)

評議が4日間に及んでいるんです。どういう風に刑を決めるのかということに興味があったんですけど、これくらいの刑だと何年というのを表示していただいて、妥当なところをみんなで話し合って、これくらいの刑かなと出してその中から決めるという感じです。

(司会)

同じ事件の中から検討していくということができたということでしょうか。

5 番の方、いかがでしょうか。

(5 番)

主に、量刑グラフを参考にしました。検察官の求刑もある程度参考にしました。

(司会)

量刑グラフと言いますと、同じような事案で、どれくらいの刑が課されているかということの分布で、これに基づいて議論することができたということでしょうか。

(5 番)

はい。

(司会)

6 番の方，お願いします。

(6 番)

裁判官から量刑のグラフを見せていただいたのですが，被告人や被害者に複雑な事情があり，最後まで葛藤がありました。あと，わからなかったのは，共犯者が他にも3人いたということですが，共犯者がいたら痛み分けではないですけど量刑が軽くなるのか，それともまとまって4人で一人の命を失ったということで凶悪であるという判断をしてよいのか，最初まったくわかりませんでした。評議で，刑としてどの程度にはまっていけるのかは最終の方だったので，説明も早くて自分の中で理解が進んで行かないうちに，どんどん絞り込んでいくような状態だったのが残念でした。本当だったら，前例はどんな感じだったのかについて，ざっくりと良いので判断する資料が欲しかったと思いました。

あと，少年で不定期刑だったので，短期刑で何年，長期刑で何年というのを決めるのですが，その点を説明をしていただいたんですけど，その辺がちょっとわかりにくかった。もし，可能であれば，少年の量刑を決める時は，長期刑と短期刑を決めますと，それで，短期刑の判断材料となるのはこういう所を見てください，長期刑の判断材料となるのはこういう所を見てくださいと，最初に説明いただいていたら，そういう目で一つ一つ確認しながら評議していけたと思いました。

(司会)

おそらく最初には，おおまかには説明していると思うのですが，量刑の評議に入る時に，改めて説明があった方が良かったということでしょうか。

被告人と被害者の間の経過とか資質的な問題という話がありましたが，精神科医の尋問等でも出ていたかと思いますが，もう少し，どこを議論しておけば良かったとお思いでしょうか。もう少し資料が欲しかったとか，もう少し議論の時間

が欲しかったということでしたけど。

(6 番)

具体的な精神疾患の状態を表す言葉が出てきましたけど、その言葉がわかりにくかったので、同じ疾患に関して起こった同じようなケースは何件あるのかとか、そういったことがわかればよかったかなと思いました。何も問題のない方で、犯罪を犯す方はほとんどないと思いますけれど、非常に考慮すべき事象なのかなと思いましたので、申し上げました。

(司会)

8 番さん、お願いします。

(8 番)

皆さんが言われたように、量刑を決める段階で裁判官が、データベースというものがあるっておっしゃいまして、例えば強盗致傷をするにしても凶器を持っていたか、相手は怪我をしたのかというのを、データベースに、この人の条件を全部当てはめた状態で、大まかな枠は、こんなところですよという風に説明を受けました。最後まで裁判官がおっしゃったのは、人ではなく罪を裁くという所をしっかり見てくださいとおっしゃいまして、そうなんだなと思いながら、ただ、この方には、精神疾患がありまして、仕事ができなくてお金に困ってたという事実があって、夕食のおかずを一品でもよいので買って帰りたいというので、強盗しようということだったんですけど、そういった辺は、後々汲むべき事情というところでみてくださいと言われました。精神疾患に悩んでいたとか仕事ができなかったということが、汲むべき事情の中でも大きなところだという思いが強かったんですけど、だからと言って、刃物を持って人を脅してお金を取ろうとすることがよい事なのか、悪い事には決まってるんですけど、そこをどう考えるのかということに悩みました。

(司会)

今、おっしゃったのは、精神疾患の点をどのように位置づけるのが相当かとい

うことについて、かなり悩みがあったということですか。この点に関しては、議論をすることができたでしょうか。

(8 番)

はい。

(司会)

いろいろな意見が出されたということですね。

皆さまの守秘義務の関係で、私共としては裁判員を務めていただいた経験をできるだけ広くお話ししていただければありがたいと申しあげているところですが、その守秘義務の関係で苦勞された事柄などが、もしありましたらお話ししていただければ助かります。何かありますでしょうか。

(5 番)

最初に裁判員裁判の通知をもらった時に、守秘義務という言葉が書いてあって、どこからどこまでを守秘しないといけないのかがわからなくて、職場で休みをもらうのに一部の人には言ったんですけど、裁判所に来て初めて、こういうことだけ守ってください、それ以外は言ってもいいですと初めて知ったので、もう少し早く説明があればよかったかなと思います。

(司会)

おそらく最初、選任期日のお知らせが届いた段階で、裁判員候補者になったことが秘密の対象なのかどうか迷われたということですね。

最後に、皆さま方から裁判員を経験されてのメッセージですね。裁判員の経験を踏まえて、今後裁判員になられる方に対して、お感じになられたことをお話しいただければと思います。では、1 番さんからお願いします。

(1 番)

選ばれた時は、非常に大変だという気がしますけど、いざやってみると、大きなことを言うようですが、自分の生きる人生ですね、人生に対する経験、考え方が変わってくると思いました。ですから、選ばれた方については、極力、絶対と

言っていいほど、やっていただきたいと思います。

(2 番)

まさか自分がやると思わなかったんですけど、選んでいただいたので、何とか裁判官の方とか、皆さんと協力しながら務め上げられたかなと思います。いい経験だったかなと思います。いきなり選ばれて裁判所に来ることになって、とんとん拍子に進んでいった感があったんですけど、裁判員制度ができたのは記憶にあったんですけど、どういう事件であれば、裁判員が適用されるのかが自分でよくわかってないかなと思いました。裁判員の名簿に載るっていうんですか、選ばれる可能性がある確率って、一生の中に、これから生きていく人生で一回くらい名簿には載るんじゃないかと計算した気がして、身近な話だなと思いました。

(3 番)

私も1番の方と同じように非常に良い経験をさせていただいたかなと思います。裁判官、弁護士、検察官のそれぞれの役目も多少なりともわかりましたし、裁判という一連の流れも十二分にわかることもできました。それから、犯罪があつてはいけないんですけど、こういう社会であつて、こういう流れで罪を償っていくというのもわかりました。生きていく中で、いい経験をさせていただいたと思います。大変な役目でしたがけれども、御縁があつてきた役目だと思いますので、まわってきた方には是非経験していただきたいと思います。

(4 番)

裁判員になるまでは、どうして裁判員を一般の人がするんだろうという疑問はすごくありました。親は裁判員になるのをすごく反対していました。何か事件に巻き込まれたり、誰かに狙われたりとすると思っているので、いまだに内緒にしています。あと、サスペンス番組を見るのが好きで、裁判の場面を見るたび裁判員のことを思い出してます。裁判員はやって良かったかなと思います。あと、裁判員を一般の方に、もう少し広めていただけると良いかなと思います。

(5 番)

裁判員裁判という言葉は知っていたけれど身近に感じることはなく、内容まで理解できていなかったけれど、今回の参加により制度の本当の意味を理解することができて、本当に良い経験になりました。

(6 番)

自分が今回選ばれて視野が広がったのと、家族が「いろんな知識よりも、一般人としての視点が求められているのだから頑張るように」と言ってくれました。皆さんも、いろんな経験がある方が集われるので、是非、経験を一つ加える意味でも頑張って受けていただいたら良いと思います。

(8 番)

皆さんもおっしゃいましたけど、一生のうちに、このような経験をさせていただけるとは思わなかったもので、選ばれたからには、一生懸命させていただけるよう頑張っていこうと思って、こちらに参ったところ、その中でも選ばれた方しか残らないということがわかって、また、その中に残ったということは、御縁があったと思いました。担当した時期が年末で、家族も職場の協力もあって、無事に務めさせていただくことができたことに感謝していますし、皆様にも、こういう機会があったら、是非していただきたいと思います。私自身が、裁判員に関わらせていただいて、自分も冷静に、人とか罪を見なくちゃいけないと覚悟することができましたので、良い機会をいただきましてありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。本日はお忙しいところ、裁判所までお越しいただいた上、活発な御意見、御感想を頂戴しまして、誠にありがとうございました。